

1 教育・保育提供区域の概要

Q：教育・保育提供区域とは？

A：教育・保育提供区域（以下、「提供区域」という。）とは、「市町村内において、子ども子育て支援法（以下、「支援法」という。）にかかる教育・保育事業（※）を提供する上で基礎となる区域」のことです。

（参考）

支援法第 61 条第 2 項で、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定しなければならない、とされています。

※ここでいう教育・保育事業は、特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、地域子ども・子育て支援事業のことを指します。

Q：提供区域を設定する意味は？

A：提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、市町村にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

運用にあたり、次の事項が定められています。

- ① 提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
- ② 提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
- ③ 各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない。
- ④ 施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則。

※支援法 19 条等では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づいて保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。

2 提供区域ごとに定める事項

支援法 61 条に基づき、計画では、教育・保育提供区域ごと、年度ごとに、次の 3 項目を定めることとされており、計画には次のように掲載します。

- ① 施設・事業ごとのニーズ量の見込み
- ② 実施しようとする施設・事業の提供量（提供体制の確保の内容）
- ③ 同 実施時期

(区域の割り方の長所・短所)

区域の割り方	メリット	デメリット
<p><b>区域数が少ない</b> (1つの区域面積が広い)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域面積が広いいため、施設を広域的な観点で配置でき、効率的な施設・事業の整備が図れる。</li> <li>○ 勤務地等の都合で、居住地から離れた施設・事業を希望するニーズを吸収できる。</li> <li>○ 区域外の利用者が少なくなるため、設定された区域内のニーズと利用実態が概ね一致する。</li> <li>○ 一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすい。</li> <li>○ 施設運営は、広範囲の児童を柔軟に受け入れられるため、安定しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 区域面積が広いいため、自宅から施設までの距離を勘案すると、「容易に移動することが可能」でない状況が生じてしまう可能性がある。</li> </ul>
<p><b>区域数が多い</b> (1つの区域面積が狭い)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内において需給バランスを取る必要があるため、狭い区域内に必要な施設・事業が整備され、自宅から利用施設までの距離が近く、利用者にとって移動が容易となる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 区域内において発生した一過性の需要の増減等に対して、区域内では柔軟に対応できない可能性がある。</li> <li>× 区域内において需給バランスが取れるように施設整備をしても、区域を超えた利用者希望が出た場合、設定された区域内のニーズと利用実態が合わなくなる可能性がある。</li> <li>× 結果として必要以上に施設・事業を整備することになり、施設整備が非効率となりやすい。</li> <li>× 施設運営が区域の児童数に左右され、不安定になりやすい。 (既存の施設が需要に対して多くなった場合、廃止等の調整が必要となる)</li> <li>× 需要量見込みの推計が難しい。</li> </ul>

### 3 提供区域(市案)

- 提供区域を市内全域とした場合、これまでの施策展開との連続性の観点からも整合性があり、効率的な施設整備や事業の展開が図れることや、区域内において発生した一過性の需要（一時的なニーズの増大など）に対して、市全体を受け皿として調整するなど柔軟な対応が可能であること。また、圏域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースも見込まれることなどから、利用事態に合った計画としやすいこと、市全域の児童数やニーズに沿って事業を推進して行くことから、事業者にとっても施設運営や事業の実施にあたり安定的な事業展開（運営）が期待できるものと考察します。

以上のことから、本市は次のように考えます。

(提供区域 (市案))	
①	教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育事業所）の提供区域は、  「市内全域」とする。
②	地域子ども・子育て支援事業（11事業）の提供区域は、「市内全域」とする。

#### <②地域子ども・子育て支援事業の提供区域>

11 事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等(H27新規事業)	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等 ※夕張市では実施していません	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業 ※夕張市では、検診に係る費用の一部を助成しております	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業 ※夕張市では、保健師が訪問し事業を実施しております	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)	市内全域	現状どおり、市内全域とする。

11 事業	提供区域	考え方
※夕張市では、保健師が訪問し事業を実施しております		
<b>子育て短期支援事業</b> ショートステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う ※夕張市では実施していません	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
<b>子育て援助活動支援事業</b> ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施 ※夕張市では実施していません	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
<b>一時預かり事業</b> 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業 ※夕張市では、緑ヶ丘保育園で実施しております	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
<b>時間外保育事業</b> 延長保育(18時以降)・休日保育 ※夕張市では実施していません(18時までは受け入れております)	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
<b>病児・病後児保育事業</b> 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業 ※夕張市では実施していません	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
<b>放課後児童健全育成事業</b> 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業 ※夕張市では、2ヶ所(清水沢、若菜)で実施しております。	市内全域	現状どおり、市内全域とする。

以上